特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令について（概要）

令　和　８　年　８　月
カジノ管理委員会事務局
国 土 交 通 省 観 光 庁

１．背景

「特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令」（令和４年カジノ管理委員会規則・国土交通省令第１号。以下「共同命令」という。）において引用する「金融庁組織令」（平成 10 年政令第 392 号）が本年８月に改正されることに伴い、共同命令において所要の改正を行う必要がある。

２．改正の概要

第３条第２項中「金融庁組織令（平成 10 年政令第 392 号）第 24 条第１項」を「金融庁組織令（平成 10 年政令第 392 号）第 34 条第１項」に改める。

３．スケジュール

公　布：令和８年８月５日（水）
施　行：令和８年８月７日（金）